

# 令和4年度農山漁村振興交付金公募要領

(農泊推進対策(広域ネットワーク推進事業「東北農政局農泊促進プロモーション」))

## 第1 はじめに

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」の推進を図ることとされています。

「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

このため、東北農政局では、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県において、農泊地域の魅力向上のための地域資源の有効活用・情報発信、農泊の取組の拡大等に関する事業の取組に対し、農山漁村振興交付金(以下「交付金」という。)を交付します。

交付を希望する場合には、農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)及び農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に東北農政局農村振興部農村計画課まで御提出願います。

なお、提案に当たっては、「新型コロナウイルス感染症」の影響等も考慮し、実施可能な提案とするとともに、その実施に当たっては、政府のガイドライン等に沿って講じる対策についても記述してください。

公募期間：令和4年7月15日(金)から令和4年8月5日(金)まで

## 第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は、次の1に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体等については、次のとおりです。

### 1 事業内容

事業の内容は、東北農政局農泊促進プロモーション「農泊地域の魅力向上のための地域資源の有効活用・情報発信及び取組の拡大に関する事業」です。

なお、具体的な事業内容、公募に係る交付金の上限額及び公募予定数は、別表に定めるとおりです。

### 2 事業実施主体

事業実施主体は、実施要領第4別表1の事項6の(3)に記載されている次に

掲げる者とします。

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業

### 3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、交付金の交付決定の日から令和5年2月28日までとします。

### 4 その他

本事業を通じて得られた知見及び成果は今後の「農泊」の推進に係る施策の検討等に活用されることから、事業実施主体は業務上知り得た情報を守秘することを誓約していただきます。

## 第3 提案書の作成及び提出等

### 1 応募に必要な書類

#### (1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添）

農山漁村振興交付金事業実施提案書には、本事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画について記載していただきます。

なお、交付金の対象となる経費については、別紙を参照してください。

#### (2) 組織の概要、活動内容等を示す以下に掲げる資料（提案書に添付すること。）

ア 設立趣意書、定款、寄附行為又は規約

イ 活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合、その内容が確認できる資料、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料）

エ 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間の資料）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

### 2 応募に当たっての留意事項

提案者が、提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

### 3 書類の提出方法等

#### (1) 提出方法

第7に記載する書類提出先に御持参又は郵送願います。

#### (2) 提出期限

令和4年8月5日(金)17時まで(郵送の場合も同様に同日17時必着)

#### (3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書及び添付資料(以下「提案書等」という。)に、事業実施主体として不適格、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書等は、1提案者につき1点に限ります。

ウ 提出部数は1部です(提出いただく提案書等につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようなA4片面クリップ留めで御提出ください。)

エ 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ 提出された提案書等については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

カ 提出された提案書等については、必要に応じて内容について問い合わせをいたします。

## 第4 提案書の選定等

### 1 審査方法

東北農政局長は、外部有識者等から成る選定審査委員会を設置し、2の審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に交付金を交付する候補者(以下「交付金等交付候補者」という。)の案を決定します。なお、交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

### 2 審査の観点

#### (1) 事業の趣旨及び目的の理解度

- ・事業の趣旨及び目的を理解しているか。

#### (2) 事業の実現性及び効率性

- ・実現性のある計画となっているか。
- ・計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費支出となっているか。

- (3) 事業遂行のための技術力及び組織運営の妥当性
  - ・プロジェクトマネージャーのもと、事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。
  - ・適切な経理処理能力を有しているか。
- (4) 別表の事業内容に対する各実施手法の妥当性及び取組の効果
  - ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえた実施手法となっているか。

### 3 審査結果の通知等

東北農政局長は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、交付金等交付候補者を選定し、交付金等交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては交付金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、その通知の中で、第5の1の申請に当たって条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、交付金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

なお、交付金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付金等交付候補者とならなかった提案者の中から、交付金等交付候補者を選定する場合があります。その際は、事前に該当する提案者には連絡します。

## 第5 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

### 1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付金等交付候補者は、通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を東北農政局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため以下の資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので御了承願います。

- (1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料
  - ※別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。
- (2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料
- (3) 外部委託については、複数者からの見積書等積算の根拠資料等

### 2 交付金の支払手続

東北農政局長が振興推進計画等を承認したときは、交付金の交付金等交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

交付金等交付候補者は、国の指示に従い速やかに、交付等要綱の第10に定める交付申請書を作成し、東北農政局長に提出してください。

その後、東北農政局長から発出する交付決定通知の通知日以降に、交付金の対象となる事業を開始することができません（通知日以前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。）。

交付金の支払方法は、事業完了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して東北農政局長に提出してください。
- (2) その後、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。
- (3) 事業完了前の支払（概算払）が認められる場合は、国との事前協議が必要ですので御注意ください。

## 第6 事業実施に当たっての留意事項

### 1 成果物等の帰属について

本事業により作成した成果物（動画、ポスター等）やデータ等の知的財産権は、事業実施主体に帰属します。なお、東北農政局又は東北農政局が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、東北農政局担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとしします。

また、事業実施主体が本事業の実施により特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、東北農政局長に報告しなければなりません。東北農政局は、事業実施主体による特許等の取得状況を自由に公表できるものとしします。

なお、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間において、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に東北農政局長に報告しなければなりません。

本事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができます。

### 2 収益状況の報告及び納付

当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた交付金の額を限度として、交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

### 3 交付金の返還について

交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は

一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

#### 4 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、予め御承知おきください。

### 第7 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。

(問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟 5階

TEL：022-263-1111 (内線 4444、4065)

FAX：022-216-4287

東北農政局農村振興部農村計画課

別紙 対象経費の区分等

| 区 分        | 経 費                          |
|------------|------------------------------|
| 1 人件費      | 臨時に雇用される事務補助員等の賃金            |
| 2 報償費      | 謝金                           |
| 3 旅費       | 普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費） |
| 4 需用費      | 消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等            |
| 5 役務費      | 通信運搬費、筆耕、翻訳費、広告料等            |
| 6 委託料      | コンサルタント等の委託料                 |
| 7 使用料及び賃借料 | 会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料   |
| 8 備品購入費    | 施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費     |
| 9 報酬       | 技術員手当（給料、職員手当（ただし退職手当を除く。））  |
| 10 共済費等    | 共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等         |
| 11 補償費     | 借地料等                         |
| 12 資材等購入費  | 資材購入費、調査試験用資材費等              |

注意点

- 1 支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- 2 交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出されている経費は、本事業の交付対象とはなりません。
- 3 交付対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。
- 4 本事業の遂行に関係のない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要するもの）は交付対象とはなりません。

## 別表

| 事 項              | 具体的な事業内容  | 公募上限額及び公募予定数                |
|------------------|---|-----------------------------|
| 東北農政局農泊促進プロモーション | <p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県において、農泊地域<sup>*1</sup>及び農泊実施地域<sup>*2</sup>の魅力向上のための地域資源の有効活用・情報発信、農泊の取組の拡大等に関する事業を支援する。</p> <p>具体的は、次の取組又は事業を支援する。</p> <p><b>1 調査・分析</b></p> <p>農林水産本省で行う令和3年度農泊地域実績調査の結果をもとに、調査結果を分析し、活動が低調又は支援が必要な農泊地域を選定する。</p> <p><b>2 農泊地域支援</b></p> <p>(1) 活動が低調又は支援が必要な地域の支援</p> <p>1の調査・分析の結果、活動が低調又は支援が必要な地域からいくつかの地域を抽出し、その地域に対し、現状、課題について聞き取り等の追加調査を行い、課題解決に向けた今後の方針の策定の支援を行う。また、地域の課題解決に向けて必要であれば、他府省を含めた国の支援制度を紹介する。なお、支援した結果及び効果について分析し、事例集等でまとめ、広く公表する。</p> <p>(2) 令和4年度新規採択地区及び継続地域の支援</p> <p>令和4年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の交付事業を取り組む農泊地域からいくつかの地域を抽出し、その地域に対し、現状、課題について聞き取り等により調査を行い、交付金事業の基礎的な事務の指導を含めた必要な支援を行う。特に交付事業終了後、ビジネスとして継続できる体制構築について、地域の事情に応じた支援をすること。なお、支援した結果及び効果について分析し、事例集等でまとめ、広く公表する。</p> <p><b>3 「山形県最上川流域」農泊推進プロモーション</b></p> <p>日本農業遺産の認定地域である山形県最上川流域において、農観連携を推進する観点から、以下のプロモーション等の取組を行う。</p> <p>ア 事業実施主体、地方運輸局、山形県、山形県紅花振興協議会、旅行事業者、DMO、農泊地域等を交えた農観連携体制の構築、地域資源活用方向に係る意見交換会の実施</p> | 1,000万円を上限として、1事業実施主体を公募する。 |



|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>イ アの議論を踏まえ、地域資源を活用した観光誘客のための、旅行事業者等に向けたPRイベントの実施</p> <p>ウ その他、提案者からの提案項目</p> <p>なお、実施の際には、地域資源を使ったテーマ性のある旅行商品に関心のある旅行事業者等との連携に留意すること。</p> <p><b>4 農泊実施地域の掘り起こし</b></p> <p>農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の未実施市町村への取組意向調査及びそのほか広く情報収集を行い、農泊実施地域となり得る地域の掘り起こしをする。そのうち交付金事業へ応募意欲のある団体へ、令和5年度事業採択に向けた必要な支援を行う。</p> <p><b>5 効果測定</b></p> <p>事業の着手に当たっては事業の目標を設定するとともに、目標達成に向けた適切なKPIも設定して、定期的に進捗状況を把握し、事業目標の達成に向けた取組を行うこと。</p> <p>なお、事業の目標は、選定審査の評価対象とする。よって、事業の目標の設定に当たっては、農泊地域への支援件数、PRイベント参加事業者数、農泊実施地域の掘り起こし数等農山漁村地域の活性化に資する指標も設定すること。また、目標設定に関する根拠・算出方法を具体的に記載すること。</p> <p>更にKPIの設定に当たっては、旅行サイトの閲覧等実際に収集できる数値をKPIとして設定すること。</p> <p>※1 農泊地域とは、国の支援事業である「農山漁村振興交付金（農泊推進対策）」の採択を受けた地域。</p> <p>※2 農泊実施地域とは、「農山漁村振興交付金（農泊推進対策）」の採択を受けていないが、農泊の取組を行っている地域のうち県単位のネットワーク組織により、「農泊実施地域」として選定された地域。なお、「農泊実施地域」の選定は各県のネットワーク組織構築後、行う予定としている。</p> |  |
|--|--|--|

令和4年度農山漁村振興交付金事業実施提案書  
(農泊推進対策(広域ネットワーク推進事業「東北農政局農泊促進プロモーション」))

年 月 日作成

東北農政局長 殿

代表者住所  
団体等名称  
代表者氏名  
運営責任者氏名  
電話番号

- 1 事業内容  
東北農政局農泊促進プロモーション
- 2 事業実施提案内容  
別添「農山漁村振興交付金事業実施提案書」のとおり

注1 電話番号は常時連絡が可能な代表者又は運営責任者の番号を登録してください。携帯電話の番号でも構いません。

注2 交付金等交付候補者の選定結果は、記載された所在地及び代表者宛てに送付されます。

別添

令和4年度

農山漁村振興交付金事業実施提案書  
(農泊推進対策(広域ネットワーク推進事業「東北農政局農泊促進プロモーション」))

事業実施主体の概要

・事業実施主体の概要

取り組みのポイント(10行以内)

1. 事業実施主体

|                   |  |
|-------------------|--|
| 事業実施主体名           |  |
| 取組地域の所在する都道府県・市町村 |  |
| 代表者氏名             |  |
| 住所及び連絡先           |  |
| 事務局(団体名)          |  |
| 事務局所在地及び連絡先       |  |

## 2. 現状・課題

## 3. 課題に対する対応

※ 「2. 現状・課題」で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対し、本事業を活用するのか明記すること。

#### 4. 目標

|  |
|--|
|  |
|--|

#### 5. 事業実施内容

※ 本提案書の「3. 課題に対する対応」を踏まえつつ、本事業で取り組む内容を記載すること。

|  |
|--|
|  |
|--|

#### 6. 事業計画とその経費の内訳（※ 積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費

（単位：千円）

| 取組内容 | 総事業費    | 本交付金 | 他の補助金等 | 自己資金 | 備考 |
|------|---------|------|--------|------|----|
|      | ①=②+③+④ | ②    | ③      | ④    |    |
|      |         |      |        |      |    |

注1 取組内容は、「5. 事業実施内容」と整合を図ること。

注2 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載すること。